平成２３年（フ）第９１７号
札幌市南区澄川４条１丁目２番17号　第２ハイツ鈴蘭
債務者　藤本　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３８号
札幌市北区新琴似５条15丁目５番23―102号
債務者　長南　友也
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４３号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ806号
債務者　伊藤真登香
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６８号
札幌市西区西野７条２丁目１番26号　ヴィレッヂ西野105号
債務者　清水　慶介
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７４号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番５―202号
債務者　山本　　守
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８３号
札幌市北区篠路４条５丁目９番17号　クレールＫ・Ｓ101号
債務者　成田　恒平
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１０号
札幌市西区発寒６条９丁目13番11号
債務者　外山　琴美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３１号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番５―206号
債務者　小濱　信秀
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５１号
札幌市南区澄川２条２丁目７番33―305号
債務者　能戸　直紀
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５４号
札幌市中央区南８条西９丁目755番地２　グランドサクセス中島公園303号
債務者　竹林　奈美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５５号
札幌市東区北７条東20丁目１番６―38号
債務者　北　　優子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７０号
札幌市東区北27条東21丁目２番23号　ハイツ国井102号
債務者　安部　豊和
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目30番15号　カクタハウスＥ101号
債務者　岡崎　俊正
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９４号
札幌市手稲区富丘２条７丁目４番15―102号
債務者　澤谷　寿幸
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４９号
札幌市白石区栄通20丁目５番26―102号
債務者　佐藤　　慎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
北海道天塩郡天塩町海岸通11丁目119番あかつかハイツ２、住民票上の住所北海道旭川市春光台２条２丁目５番20号
債務者　田澤真之介
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第６１号
群馬県高崎市上豊岡町243番地１　山崎貸住宅
債務者　原嶋　政夫
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部